

DD まっぷ通信

株式会社 ユーズ

大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル4F

https://ddmap.jp

DDまっぷ登録医療施設 145,419 件(2024年6月1日現在)



2024年 7月号 Vol.205

DDまっぷ通信のバックナンバーは
会員マイページからご覧になれます

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・夏期(お盆期間)診療の案内を告知しましょう
- ・デジタル原則
- ・IT講座187回～ブラウザにキャッシュを残さない方法
- ・活用しています～大阪府枚方市 うにし小児科
- ・院内掲示には案内にはDDポスターTVの活用を!

医療 DX 推進体制整備加算

令和6年度診療報酬改定に付きまして、これまでの「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」から「医療DX推進体制整備加算」(DX推進加算)に変わりました。

医療DX推進体制整備加算の新設

- オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、質の高い医療を提供するため医療DXに対応する体制を確保している場合の評価を新設する。

(新)	医療DX推進体制整備加算	8点
(新)	医療DX推進体制整備加算(歯科点数表初診料)	6点
(新)	医療DX推進体制整備加算(調剤基本料)	4点



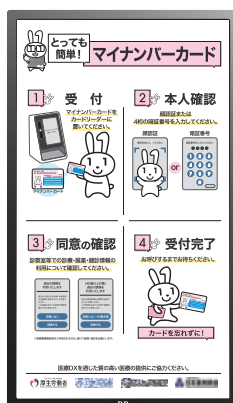
算定要件(施設基準)は以下の通りです。

1. 診療報酬のオンライン請求
2. オンライン資格確認システムの設置(マイナンバーカード)
3. オンライン資格認証、受診歴、薬剤情報、特定検診情報等他の医療機関での受診情報も活用して診療を行うことを院内掲示及びホームページで公表(※)すること(猶予期間:2025年3月末 ※ホームページ非公開先は要件除外)

つまり、オンライン請求、資格認証システムなどの活用とそれを院内とホームページで公表することの3つが加算の要件となります。更に医科・歯科については電子処方箋を発行、薬局については電子処方箋の受付や調剤録と薬歴の電磁記録(デジタル機器による記録)の管理体制も求められます。



院内掲示



ポスターTVについては
4面目をご覧ください。



ホームページ掲示

夏期(お盆期間)診療の案内を告知しましょう

お盆が近づいてくると、休診日に関するお問い合わせが増えます。

お盆期間に臨時休診をされないクリニックさんも、ホームページ上に診療しているかどうかを掲載して、ホスピタリティを高めましょう。休診案内はマイページから更新していただくか、メール、FAX、電話にて更新センターまでご依頼ください。

【DDまっぷ更新センター お盆期間の休業(夏期臨時休診)案内】

8月12日(月)～8月16日(金)は休業いたします ～お盆の休診案内は、お早めに～

デジタル原則

今回の診療報酬改定を考察すると、「デジタル原則」や「アナログ規制」の見直しなどにより、医療DX推進への意向がにじみ出ています。マイナンバー保険証への切り換え、オンライン診療、電子処方箋のほか、今後もDXへの取組と患者さんへの情報発信をセットで要件とする改定が増えると予想されます。より良い医療サービスの提供と効率化のためには新たな仕組みや制度そのものの刷新と、ホームページやSNSを用いた患者さんへの啓発、これが「デジタル原則」に包括されていると思います。

令和6年度診療報酬改定 Ⅱ-1 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進-②、③

診療報酬における書面要件及び書面掲示のデジタル化について

診療報酬における書面要件の見直し

医療DXを推進する観点から、診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の遵守を前提に、電磁的方法による作成又は情報提供等が可能であることについて明確化する。

具体的には、

- 文書による提供等をする事とされている個々の文書について、患者、他の保険医療機関、保険薬局又は医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」書面における署名又は記名・押印に代わり、当該文書に電子署名を付する。
- 診療情報提供書については、電子カルテ情報共有システムが確保されていることから電子署名を付する。

書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者における書面掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

- ※ 自ら管理するウェブサイトを持しない保険医療機関等は対象外。
- ※ 令和7年5月31日までの間の経過措置を設ける。

書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者における書面掲示について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

- ※ 自ら管理するウェブサイトを持しない保険医療機関等は対象外。
- ※ 令和7年5月31日までの間の経過措置を設ける。

(18)

アナログ規制の見直しの例(分野別) ①

令和4年12月21日
第6回デジタル臨時行政調査会資料1
河野大臣プレゼン資料(一部改定)

医療・介護・福祉

●病院等における管理者の常駐：2023年3月まで

(参考) 病院、一般・歯科診療所等：約18万施設(2022年7月末時点)

病院等の管理者は、原則、勤務時間中病院等に常駐しなければならないこととする。

諸等の常駐：

求めている現行制と設備及び資格制度設計の是非に消極的な観点から

●医療機関入院時の差額ベッド等の内容等に係る掲示：2024年6月まで

医療機関入院時における差額療養(差額ベッド等)の内容や費用に関する情報について、国民の利便性向上の観点から、入院前でも時間・場所を問わず内容を確認できるよう、インターネットを利用した閲覧を可能とする。

●医療機関入院時の差額ベッド等の内容等に係る掲示：2024年6月まで

(参考) 医療機関入院時における差額療養(差額ベッド等)の内容や費用に関する情報について、国民の利便性向上の観点から、入院前でも時間・場所を問わず内容を確認できるよう、インターネットを利用した閲覧を可能とする。

●医療法人の書類の閲覧：2023年4月まで

(参考) 現在、都道府県において請求に応じて書面により行われている医療法人の事業報告書等の閲覧について、請求から閲覧までの手続を一貫してインターネットの利用により行うことを可能とし、国民の利便性の向上を図る。

●介護サービス事業所等における管理者・専門職等の常駐：2023年9月まで(「管理職等」)、2024年3月まで(「専門職等」)

(参考) 訪問介護事業所等：約25万事業所(2020年10月1日時点)；地域福祉支援センター数：約1万5千所(2023年4月末時点)

介護サービス事業所等に必要の管理者・専門職等の常駐規制について、利用者のサービスに直接関与しない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な対応等を実施する。

●介護支援専門員に係る法定研修：2023年3月まで

(参考) 介護支援専門員等の従事者数：約19万人

介護支援専門員に係る法定研修について、講習申込・受講、修了証発行までの一連のプロセスをデジタル完結が可能である旨周知することにより、指定された場所に行かなくても講習が受講できる都道府県の拡大を図る。

●介護サービスにおける申込者のサービス選択に資する重要事項の掲示：2024年3月まで

介護サービス事業所・施設の運営規程の概要、従業員の勤務の体制等について、現地に赴かなくてもインターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とし、利用者・家族によるサービス選択の利便性向上につなげる。

●有料老人ホーム協会会員名簿の閲覧：2023年9月まで

(参考) 有料老人ホーム協会の会員名簿について、インターネット上で時間・場所を問わずに閲覧を可能とし、利用者・家族が施設を選択する際の利便性の向上につなげる。

●児童福祉司に対する講習：2024年3月まで

(参考) 児童福祉司数：約6,000人

一部自治体で修了証発行がオンライン化されているが、講習申込・受講(実技を除く)、修了証発行までの一連のプロセスのデジタル完結を基本とし、指定された場所に行かなくても講習が受講できる機会を創出す。

●認可外保育施設の提供サービスの内容の掲示：2023年6月まで

認可外保育施設の提供サービスの内容について、掲示内容を確認するために現地に赴かなくても、インターネットによる閲覧を可能とし、保護者等がサービスを比較検討する際の利便性向上につなげる。

●養育里親研修：2023年6月まで

対面により実施されている研修について、今後、講習申込、講習受講(実習を除く)、修了証発行までのプロセスのデジタル化を図ることにより、主に手続面から利用者の利便性の向上につなげる。

●指定障害福祉サービス事業者等の事業所の実地指導：2024年6月まで

指導指針に基づく実地指導のうち、実地でなくても確認できる内容(運営体制や報酬請求の確認、指導等)については、情報セキュリティの確保を前提として、業務効率化のための選択肢の一つとしてオンライン等を活用することの可否について検討し、結論を得る。

19

院内掲示とホームページ上の告知につき効率よく情報発信を行う方法に付きましては、ユーズへご相談ください。ポスターTVとDDまっぷ、公式ページの連携活用により院内掲示とホームページ掲載の効率的な環境づくりなどお手伝いいたします。

◆ お問い合わせはDDまっぷ 更新センターまで！ ◆

更新
センター

TEL:06-6341-3331

メール:koushin@ddmap.jp

病院検索のDDまっぷ

検索

FAX:06-6341-6363

営業時間:月～金 9:00-18:00 (休業日:土・日・祝)

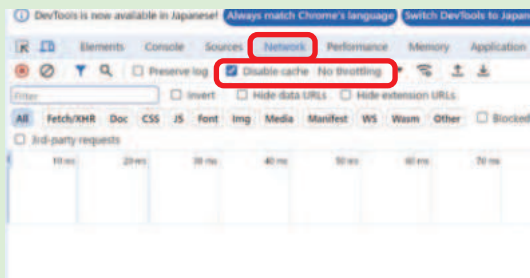
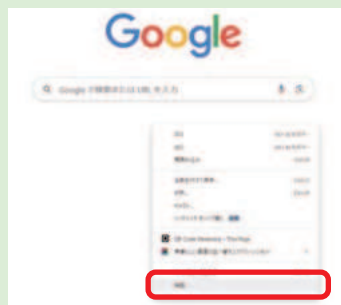


IT講座187回 ~ ブラウザにキャッシュを残さない方法

ホームページの更新後に更新が確認できない場合、キャッシュを削除する必要があるのですが、あらかじめブラウザに設定することでキャッシュが残らないようにすることができます。

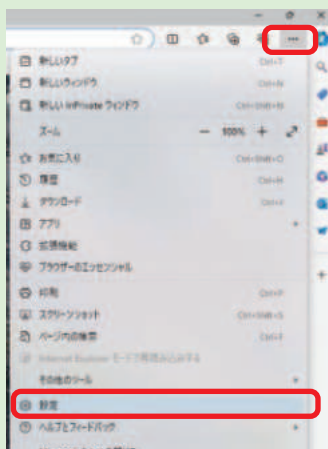
Google Chrome

- 1 ブラウザの Chrome を開き、右クリック「検証」をクリック。
- 2 「Network」タブを開き、「Disable cache No throttling」にチェックを入れる。



Microsoft Edge

- 1 ブラウザの Edge を開き、「…」→「設定」をクリック。
- 2 「プライバシー、検索、サービス」をクリック、「ブラウザを閉じるたびにクリアするデータを選択する」をクリック。



- 3 「キャッシュされた画像をファイル」をオンにする。



活用しています ~ 大阪府枚方市 うにし小児科

大阪府枚方市の うにし小児科 は、昨年11月で開院20周年を迎えました。優しい子育てを応援して、温かい診療を目指し、地域の皆さまの健康管理や子育てのサポートに全力で取り組んでいます。

この度、オリジナルページをリニューアルし、スマホ表示が見やすくなりました。是非一度ご覧ください。

枚方市 うにし小児科

検索

DDまっぷホームページ

<https://www.ddmap.jp/0728412579>

オリジナルページ

<https://unishi.jp>



パソコン



スマホ

院内掲示には

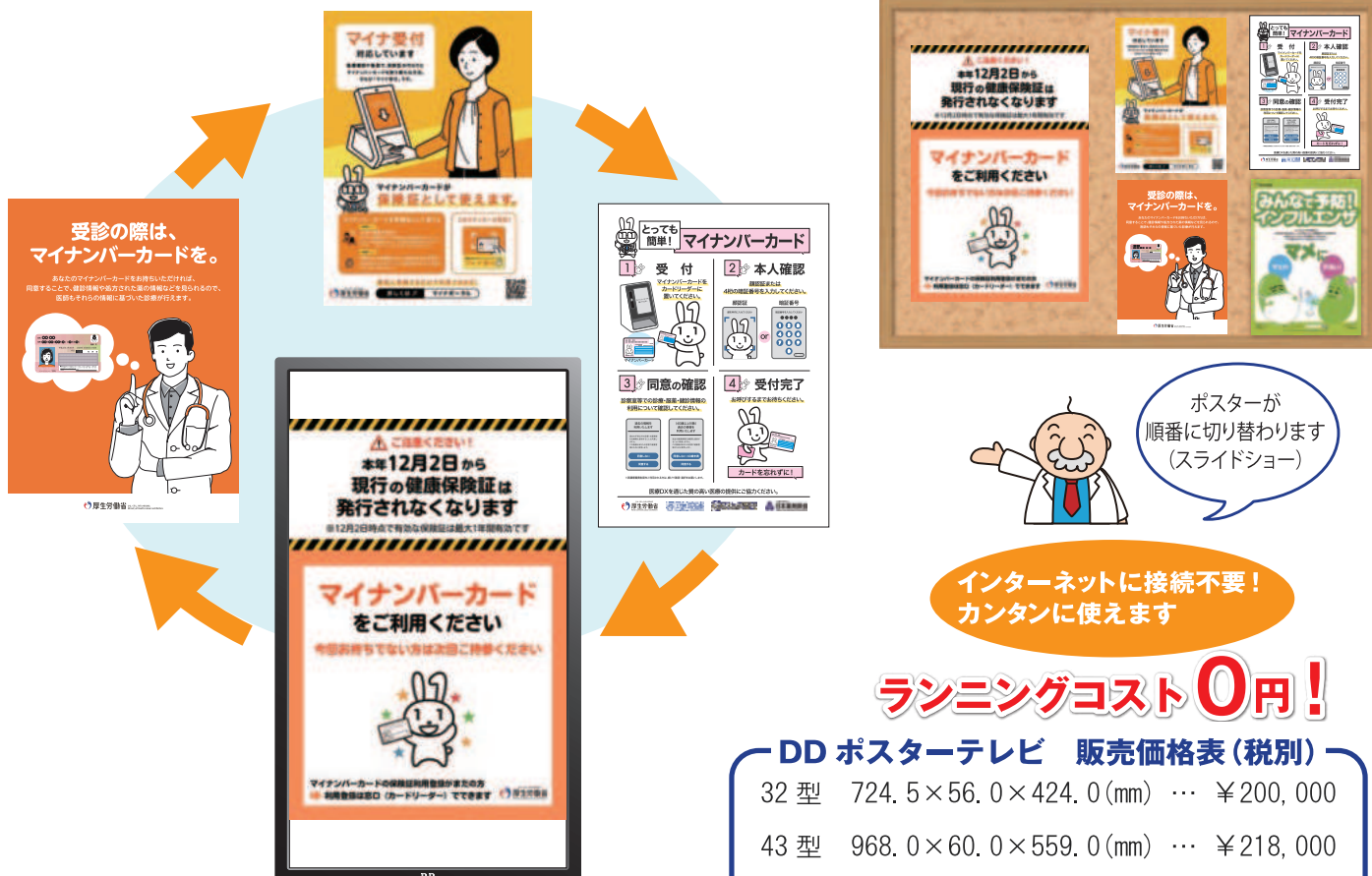
DD ポスターTVの活用を!

マイナンバーカード提示促進に関するポスターを DD ポスター TV で表示すれば
医療 DX 推進体制整備加算の要件の1つ「院内掲示 (+ ホームページ掲載)」を満たします。

※医療DX推進体制整備加算については1面目をご覧ください。

大切なお知らせも「ポスターTV」ですっきり、見やすく!

ゴチャ ゴチャ



厚労省からのポスター画像も
簡単に表示できます。

DD ポスターTVの特徴

- ★スマホ・デジカメで撮影した画像を、簡単にポスターサイズで表示することができます。
PowerPoint、Word も画像の加工が簡単にできます。
- ★院内のゴチャゴチャ感をスッキリできます。
- ★自動再生によるスライドショーで、1カ所から様々なメッセージを患者さんに発信することができます。



◆ お申し込みは DDまっぷ 更新センターまで! ◆

更新
センター

TEL:06-6341-3331
FAX:06-6341-6363

メール: koushin@ddmap.jp
営業時間:月~金 9:00-18:00 (休業日:土・日・祝)

病院検索のDDまっぷ

検索

